

四半期報告書

(第96期第2四半期)

自 平成24年7月1日
至 平成24年9月30日

サンコール株式会社

E 0 1 4 0 2

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 2
- 2 事業の内容 3

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 4
- 2 経営上の重要な契約等 4
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 4

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 10
- (2) 新株予約権等の状況 11
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 13
- (4) ライツプランの内容 13
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 13
- (6) 大株主の状況 13
- (7) 議決権の状況 14

2 役員の状況 14

第4 経理の状況 15

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 16
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 18
 - 四半期連結損益計算書 18
 - 四半期連結包括利益計算書 19
- (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 20

2 その他 23

第二部 提出会社の保証会社等の情報 24

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年11月13日
【四半期会計期間】	第96期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）
【会社名】	サンコール株式会社
【英訳名】	SUNCALL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 茂次
【本店の所在の場所】	京都市右京区梅津西浦町14番地
【電話番号】	075-881-8111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 業務・管理部門長 和田 英夫
【最寄りの連絡場所】	京都市右京区梅津西浦町14番地
【電話番号】	075-881-8111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 業務・管理部門長 和田 英夫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第95期 第2四半期連結 累計期間	第96期 第2四半期連結 累計期間	第95期
会計期間	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日
売上高 (百万円)	14,883	16,369	30,658
経常利益 (百万円)	499	1,208	1,864
四半期(当期)純利益 (百万円)	262	862	968
四半期包括利益又は包 括利益 (百万円)	48	658	828
純資産額 (百万円)	24,890	25,831	25,479
総資産額 (百万円)	32,413	34,287	34,064
1株当たり四半期(当 期)純利益金額 (円)	8.30	27.21	30.60
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純 利益金額 (円)	8.23	26.99	30.36
自己資本比率 (%)	76.4	75.1	74.5
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	877	1,958	2,736
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	△805	△1,012	△1,412
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	△466	△344	△750
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	7,215	8,768	8,148

回次	第95期 第2四半期連結 会計期間	第96期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成23年 7月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成24年 7月1日 至 平成24年 9月30日
1株当たり四半期純利 益金額 (円)	4.46	11.36

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による急激な落ち込みからの回復が続いていましたが、世界経済の失速により輸出は低迷しました。内需についてもエコカー補助金の終了にあたり個人消費が頭打ちとなりました。加えてエコカー補助金終了後の反動を見据えて自動車メーカーが減産に入りました。

世界経済の回復は続いているものの、その先行きの不透明感は依然として残りました。欧州危機を背景に、先進国での経済の停滞が新興国での減速に波及し、新興国の減速が再び先進国への減速に拍車をかける事態を招きました。米国経済は、低成長ですが住宅市場は回復の兆しがでてきました。一方で、年末以降に大型減税の失効や歳出の強制削減が待ち受けており財政問題に関しては不確実性が残りました。欧州経済については、しばらくは劇的な状況改善は期待できません。中国経済は、欧州危機を背景に減速しており、その回復の遅れが日本の輸出や生産の低迷、その他各国の経済に影響を与えました。また、中国の自動車市場は夏場から消費が冷え込んだことから販売が落ち込んできたところに、日中関係の悪化がそれに追い討ちをかけて日本の自動車産業への影響は大きなものとなりました。

当社グループにおきましても、好調を維持してまいりましたが、夏場以降は自動車の生産台数の落ち込みや日中関係の悪化、パソコン販売の不振に起因するハードディスクドライブやプリンターの販売不振の影響を受けました。

このような環境の下で、当社グループの第2四半期連結累計期間の売上高は163億69百万円（前年同期比10.0%増）、営業利益は12億86百万円（前年同期比109.5%増）、経常利益は12億8百万円（前年同期比142.3%増）、四半期純利益は8億62百万円（前年同期比228.4%増）となりました。

製品区分別の売上業績を示すと、次のとおりであります。

[精密機能材料]

弁ばね材料については前年同期は震災の影響で国内自動車向け減少分を輸出向けとして販売しておりました。一方、当上半期は国内自動車メーカーの震災からの復興需要に合わせて当社グループ内における精密機能部品での使用が増えてきたことから、生産量は引き続き好調であったものの前年実績を下回りました。精密異形材料については好調であったことから20億37百万円（前年同期比0.4%増）となりました。

[精密機能部品]

国内自動車産業の復興に合わせて、エンジン用途、ミッション用途、安全装置用途及び機能部品すべてで前年同期実績を上回り93億42百万円（前年同期比24.6%増）となりました。

[サスペンション]

第2四半期に入り、HDD市場のパソコン向け不振による急速な落ち込みの影響を受け22億89百万円（前年同期比5.0%減）となりました。

[プリンター関連]

世界経済の失速に加えて、タイの洪水影響が一部残っていたことや競合他社との競争激化により16億26百万円（前年同期比10.1%減）となりました。

[デジトロ精密部品]

光通信部品の販売低迷により9億87百万円（前年同期比7.2%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

[日本]

第2四半期に入り世界経済の失速の影響、国内消費の頭打ちやエコカー補助金終了を見据えた顧客での生産減少の影響を受けました。第1四半期が好調であったことから結果として、売上高は133億37百万円(前年同期比9.4%増)、セグメント利益は13億12百万円(前年同期比48.1%増)となりました。

[米国]

米国子会社の自動車精密部品は前年に供給開始した製品が好調に推移し、従来からの製品と併せて好調でした。一方、光通信部品の販売は引き続き低調に終わりました。結果として、売上高は13億65百万円(前年同期比50.2%増)、セグメント利益は58百万円(前年同期は78百万円の損失)となりました。

[アジア]

中国子会社(広東省広州市)の自動車精密部品は北米同様好調でした。タイ子会社は第2四半期に入ってようやく洪水の影響から抜け出し売上高は第2四半期累計で前年を上回りました。ベトナム子会社及び中国子会社(広東省深圳市)ではプリンター関連部品が世界経済の失速や競合との競争激化により売上高は前年実績を下回りました。結果として、売上高は30億30百万円(前年同期比3.6%増)、セグメント利益は1億47百万円(前年同期比64.6%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

[資産]

総資産は、342億87百万円(前連結会計年度末比2億23百万円増)となりました。これは、保有株式の株価下落により投資有価証券が5億30百万円減少したものの、建設仮勘定(有形固定資産の「その他」)が7億20百万円増加したこと等によるものであります。

[負債]

負債は、84億56百万円(前連結会計年度末比1億28百万円減)となりました。これは、未払金(流動負債の「その他」)が3億35百万円増加した一方で、支払手形及び買掛金が2億47百万円、確定納税等により未払法人税等が2億6百万円減少したこと等によるものであります。

[純資産]

純資産は、258億31百万円(前連結会計年度末比3億51百万円増)となりました。これは、株価下落によりその他有価証券評価差額金が3億43百万円減少した一方で、利益剰余金が配当により2億85百万円減少したものの、四半期純利益により8億62百万円増加したこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物は、87億68百万円(前連結会計年度末比6億19百万円増)となりました。

各活動によるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動によるキャッシュ・フローは、19億58百万円の収入(前年同期比10億80百万円増)となりました。これは税金等調整前四半期純利益(12億23百万円)や減価償却費(8億93百万円)等の増加要因に対し、法人税等の支払額(5億39百万円)等の減少要因があったことによるものであります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動によるキャッシュ・フローは、10億12百万円の支出(前年同期は8億5百万円の支出)となりました。これは、主に固定資産の取得による支出(10億39百万円)があったことによるものであります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動によるキャッシュ・フローは、3億44百万円の支出(前年同期は4億66百万円の支出)となりました。これは、主に配当金の支払(2億84百万円)等があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象会社の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しております。こうした大規模買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、昭和18年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉及び当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならぬと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

(イ) 当社の企業価値の源泉

当社は、昭和18年、航空機用エンジンの弁ばね用高級鋼材料を製造する目的で創業しました。創業以来、技術集約型精密製品の創造をビジネステーマとして、Fine Precision Products（超精密製品）の機能創造を通じて、お客さまの問題解決を図り社会に貢献することを基本理念に、今日まで歩んできました。

創業時から培われた精密金属塑性加工技術は、異形ダイス開発、超精密金型技術と融合して省資源化に役立つ高精度異形線開発に発展し、“ばね”を中心とした弾性利用部品の設計技術を通じて、自動車用部品の分野で世界でもユニークな材料から加工品までの一貫メーカーの地位を不動なものとしています。

一方、早くから電子情報通信分野の飛躍的発展にも注力し、高精度金属塑性加工にエンジニアリングプラスチック、ファインセラミックス加工技術を取り入れ、クリーン技術、界面技術、精密組立技術と融合させて、高度情報化社会を支える大容量記憶装置（ハードディスクドライブ）、プリンター（複写機、レーザープリンター、インクジェットプリンター）、光通信装置のキーパーツを供給しています。

こうした精密製品の生産技術力、開発力が当社の企業価値の源泉であると考えております。

(ロ) 中長期的な企業価値向上に向けた取組み

当社及び当社グループは、企業価値のさらなる向上を目指し、精密塑性加工のコア技術をさらに磨き、ナノテクノロジー時代に対応した超精密加工技術を駆使し、新製品開発を進めていく方針です。一方、環境保全に十分に注意を払いながら、安全・品質確保でお客様に信頼頂ける製品作りに邁進してゆくと共に、マーケットのグローバル化に伴い、国内・海外の子会社と連携を深め、最適地での開発・生産体制を構築してまいります。

かかる目標を実現するため、次の通り様々な取組みを行っております。

(i) 精密機能加工

日本・アメリカ・アジア・中国の4拠点での生産体制の拡大および品質保証体制の充実でお客様の満足度向上を通じ、ビジネス拡大を図ってまいります。

(ii) 精密機能材料

原価低減、信頼される品質作りを通して取引先とのビジネス維持・拡大を図ってまいります。

(iii) HDD用サスペンション

モバイルPC、デスクトップPCや家電用途向けHDD用サスペンションの増産体制を整えると共に、高精度位置決め機構を搭載したマイクロアクチュエータ付きサスペンション (MAS) の開発・量産化により、売上増加を図ってまいります。

(iv) プリンターローラー

パイプローラー等、新製品開発によるコスト競争力強化を図り、ビジネス拡大を図ってまいります。

(v) 技術・製品開発力強化

ハイブリッド車や電気自動車部品、自然エネルギーの利用など環境関連製品の開発に注力します。

(vi) 世界人材の育成と技術伝承を見据えた人材育成

人事制度の整備および展開を、次の点に狙いを定めて行っております。

- 1) グローバル人材として社員を育成すること。
- 2) 社員の挑戦心・成長意欲を強く牽引し、また後押しすること。
- 3) 社員にとってオープンで分かり易く、納得性があること。
- 4) 結果を出し業績を上げる社員、不断の努力を怠らず、能力を磨いて持続的に社業に寄与する社員をきっちり処遇できること。
- 5) 制度の運用を支えるライン管理職や人事担当者の負担にも配慮すること。

(vii) 海外拠点の体質強化

原材料等の調達や人材、資本など現地資源の上手な活用が事業効率を高め、収益にもつながると考え、世界のマーケットで競争力を持てるよう「現地化」を推進します。

- 1) 連結売上の海外比率50%を睨んだ体制作り。
- 2) 各拠点での顧客層の拡大。
- 3) 各拠点で現地材、現地メーカーを活用した最適生産体制の構築。

(viii) 内部統制システムの精度アップと業務の効率化

「内部統制システムの充実」は、業務の効率化、適正化等を通じて様々な利益をもたらすと同時に、証券市場に対する内外の信頼を高め、当社を取り巻く全てのステークホルダーに多大な利益をもたらすものと認識しております。業務ルールの標準化・文書化による責任・権限の明確化・業務の可視化、IT活用による不正・誤謬の発生しないシステム構築に取り組んでおります。

(ix) コンプライアンスの推進

当社の一員として、社会人として良識と責任のある行動をとるよう日ごろから「コンプライアンス委員会」を軸に推進しております。社員1人ひとりが特に留意すべき事項を「行動規範」として定めており、社員が常に日頃の業務遂行の指針とするよう各職場で繰り返し読み合わせするなどして徹底しております。また、年に一度「コンプライアンス強化週間」を設け、トップメッセージの発信や、コンプライアンスアンケートを実施し、全員参加でコンプライアンスを推進する機会としております。

こうした精密製品の製造・販売、内部統制・コンプライアンスの充実を通じて、株主・投資家をはじめすべてのステークホルダーの皆様方の期待に応えるべく、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指した活動を継続してまいります。

(ハ) コーポレートガバナンス

当社は、上記諸施策の実行に向けた体制を整備し、持続的な企業価値向上を追求することが重要と考え、コーポレートガバナンスの強化を図っております。取締役の任期を1年とし、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる態勢としております。代表取締役等と直接の利害関係のない独立した立場から、客観的な視点で取締役会を監督するため、社外取締役、社外監査役を選任しております。また、執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の決定と日常の業務執行を区分することで、取締役会の意思決定と監督機能の強化を図っております。そして、代表取締役社長直轄且つ他部門から独立した内部監査室を設置し、当社及びグループ会社における業務活動が法令・定款及び社内ルールに基づき適法且つ公正に運営されているか等、各部門の内部統制、コンプライアンス、業務遂行状況等についての内部監査を実施し、業務の改善提案、改善結果の確認等を行い、その内容を適宜、取締役、監査役に報告する機能も有しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを更新することといたしました。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

大規模買付行為を行う者または提案する者（以下「大規模買付者」といいます。）が当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けまたは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかにあたる買付けを行った場合は、新株予約権の無償割当て、その他当社取締役会が適切と認めた対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を行うか否かを検討いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討及び大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

さらに、大規模買付者から大規模買付行為に係る提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況及び当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。

当社は、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択できるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。但し、(a)大規模買付ルールが遵守されない場合、(b)大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合、(c)大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合には、株主意思の確認手続きは行われません。

④ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記2記載の取組みが、当社の企業理念に根ざした企業価値向上策として、また、上記3記載の取組みが下記に記載するような合理性を有する買収防衛策として、いずれも上記1記載の基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

・買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

・株主共同利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

・株主意思を重視するものであること

本プランは、平成23年6月24日開催の当社第94期定時株主総会において承認の決議を得て更新されたもので、その有効期間は平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

さらに、大規模買付ルールに従った大規模買付行為が行われた場合には、原則として、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

・合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

・第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現した場合、独立した第三者の助言を得ることができることにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

・デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大規模に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は、3億78百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,057,923	34,057,923	大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000 株であります。
計	34,057,923	34,057,923	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年7月17日	
新株予約権の数(個)	60	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000	(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月3日 至 平成34年8月2日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 294	資本組入額 147
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権(株式報酬型ストックオプション)割当契約書」で定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

又、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(「新株予約権の目的となる株式の数」)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記（「新株予約権の行使期間」）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（「新株予約権の行使期間」）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記（「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」）に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
以下の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ロ) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (ハ) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (ニ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (ホ) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
前記（「新株予約権の行使の条件」）に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	—	34,057,923	—	4,808	—	2,721

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
伊藤忠商事(株)	東京都港区北青山2丁目5-1号	8,509	24.98
日本スタートラスト信託銀行(株)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,224	15.34
三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	1,000	2.94
(株)京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700	768	2.26
サンコール従業員持株会	京都市右京区梅津西浦町14番地	643	1.89
トヨタ自動車(株)	愛知県豊田市トヨタ町1番地	623	1.83
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	307	0.90
岩崎 泰次	静岡市駿河区	252	0.74
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8-11	209	0.61
京都中央信用金庫	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91	202	0.59
計	—	17,739	52.08

(注) 1 当社の自己株式(2,349千株、持株比率6.90%)は、上記の表には含めておりません。

2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本スタートラスト信託銀行(株) (退職給付信託口)	5,069千株
〃 (信託口)	155千株
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	209千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,349,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 31,383,000	31,383	—
単元未満株式	普通株式 325,923	—	—
発行済株式総数	34,057,923	—	—
総株主の議決権	—	31,383	—

② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) サンコール株式会社	京都市右京区 梅津西浦町14番地	2,349,000	—	2,349,000	6.90
計	—	2,349,000	—	2,349,000	6.90

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,298	8,918
受取手形及び売掛金	7,495	7,353
商品及び製品	1,321	1,144
仕掛品	1,474	1,339
原材料及び貯蔵品	1,235	1,208
その他	369	373
貸倒引当金	△1	△0
流動資産合計	20,193	20,339
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,256	3,203
機械装置及び運搬具（純額）	4,612	4,365
その他（純額）	2,130	2,875
有形固定資産合計	10,000	10,444
無形固定資産	145	144
投資その他の資産		
投資有価証券	3,288	2,758
その他	436	601
貸倒引当金	△0	△0
投資その他の資産合計	3,724	3,359
固定資産合計	13,870	13,948
資産合計	34,064	34,287
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,657	4,409
短期借入金	263	249
未払法人税等	540	334
役員賞与引当金	—	12
賞与引当金	319	351
その他	2,062	2,385
流動負債合計	7,844	7,742
固定負債		
退職給付引当金	504	516
その他	235	197
固定負債合計	740	713
負債合計	8,584	8,456

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,808	4,808
資本剰余金	2,744	2,745
利益剰余金	18,215	18,792
自己株式	△903	△897
株主資本合計	24,863	25,448
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,308	965
繰延ヘッジ損益	△0	0
為替換算調整勘定	△796	△657
その他の包括利益累計額合計	511	307
新株予約権	104	75
純資産合計	25,479	25,831
負債純資産合計	34,064	34,287

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
売上高	14,883	16,369
売上原価	12,509	13,144
売上総利益	2,374	3,224
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	317	347
報酬及び給料手当	476	552
役員賞与引当金繰入額	11	12
賞与引当金繰入額	75	64
退職給付費用	55	53
その他	822	907
販売費及び一般管理費合計	1,759	1,937
営業利益	614	1,286
営業外収益		
受取配当金	30	47
物品売却益	29	36
その他	53	28
営業外収益合計	113	112
営業外費用		
為替差損	215	178
その他	12	11
営業外費用合計	228	190
経常利益	499	1,208
特別利益		
退職給付制度移行益	45	—
新株予約権戻入益	—	39
その他	0	1
特別利益合計	45	40
特別損失		
固定資産廃棄損	4	25
過年度関税追徴損	27	—
その他	—	0
特別損失合計	31	25
税金等調整前四半期純利益	512	1,223
法人税、住民税及び事業税	235	349
法人税等調整額	14	11
法人税等合計	250	361
少数株主損益調整前四半期純利益	262	862
四半期純利益	262	862

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	262	862
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△284	△343
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	69	138
その他の包括利益合計	△214	△203
四半期包括利益	48	658
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	48	658
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	512	1,223
減価償却費	1,070	893
引当金の増減額(△は減少)	61	53
受取利息及び受取配当金	△36	△52
支払利息	9	9
固定資産廃棄損	4	25
売上債権の増減額(△は増加)	23	161
たな卸資産の増減額(△は増加)	356	361
仕入債務の増減額(△は減少)	△682	△257
その他	57	41
小計	1,378	2,458
利息及び配当金の受取額	35	52
利息の支払額	△9	△13
法人税等の支払額	△527	△539
営業活動によるキャッシュ・フロー	877	1,958
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△806	△1,039
固定資産の売却による収入	1	25
貸付金の回収による収入	2	1
その他	△2	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△805	△1,012
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△113	—
長期借入金の返済による支出	△35	△17
配当金の支払額	△254	△284
自己株式の取得による支出	△0	△0
その他	△61	△42
財務活動によるキャッシュ・フロー	△466	△344
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7	19
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△401	619
現金及び現金同等物の期首残高	7,617	8,148
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 7,215	* 8,768

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
現金及び預金	7,365百万円	8,918百万円
預入期間が3ヶ月超の定期預金	△150	△150
現金及び現金同等物	7,215	8,768

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	253	8.0	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年11月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	189	6.0	平成23年9月30日	平成23年12月9日

II 当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	285	9.0	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年11月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	221	7.0	平成24年9月30日	平成24年12月10日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	米国	アジア	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	11,343	907	2,632	14,883	—	14,883
セグメント間の内部売上高 又は振替高	843	1	293	1,138	△1,138	—
計	12,187	908	2,925	16,021	△1,138	14,883
セグメント利益又は損失(△)	885	△78	89	897	△283	614

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額△283百万円には、セグメント間取引消去△8百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△275百万円が含まれております。全社費用の主なものは、当社の業務管理部門等にかかる費用であります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	米国	アジア	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	12,242	1,363	2,762	16,369	—	16,369
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,094	1	267	1,363	△1,363	—
計	13,337	1,365	3,030	17,733	△1,363	16,369
セグメント利益	1,312	58	147	1,517	△230	1,286

(注) 1 セグメント利益の調整額△230百万円には、セグメント間取引消去4百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△235百万円が含まれております。全社費用の主なものは、当社の業務管理部門等にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	8円30銭	27円21銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	262	862
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	262	862
普通株式の期中平均株式数 (千株)	31,647	31,693
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	8円23銭	26円99銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	251	260
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成17年 6 月24日 定時株主総会決議によるストック・オプション 上記の新株予約権は、平成23年 6 月30日をもって権利行使期間満了により失効しております。	平成18年 6 月23日 定時株主総会決議によるストック・オプション 上記の新株予約権は、平成24年 8 月 1 日をもって権利行使期間満了により失効しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第96期（平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで）中間配当については、平成24年11月 5 日開催の取締役会において、平成24年 9 月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

1 配当金の総額	:	221百万円
2 1 株当たりの金額	:	7 円
3 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	:	平成24年12月10日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月 8 日

サンコール株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村幸彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井尚志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサンコール株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サンコール株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。